

## 第 199 回岩手県都市計画審議会

### 1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 13 時 30 分～14 時 00 分
- (2) 場所 岩手県公会堂 2 階 26 号室

### 2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 14 名

|    |     |              |
|----|-----|--------------|
| 会長 | 南   | 正 昭          |
| 委員 | 吉 田 | 敬 子          |
| 委員 | 大久保 | 隆 規          |
| 委員 | 村 上 | 秀 紀          |
| 委員 | 内 舘 | 茂 (代理 古 舘)   |
| 委員 | 菊 地 | 明 美          |
| 委員 | 杉 田 | 早 苗          |
| 委員 | 宮 野 | 千 栄          |
| 委員 | 三 好 | 純 矢          |
| 委員 | 千 田 | 魅 樹 (代理 牧 野) |
| 委員 | 菅 家 | 秀 人 (代理 齋 藤) |
| 委員 | 吉 田 | 昭 二 (代理 小野寺) |
| 委員 | 西 村 | 拓 (代理 大 泉)   |
| 委員 | 小 野 | 公 代 (代理 中 嶋) |

### 3 議事

○事務局 (都市計画課主幹兼管理開発担当課長)

定刻となりましたので、ただいまから、第 199 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の審議会は、委員 20 名中 14 名の御出席をいただいておりますこと、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことから、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、岩手県県土整備部まちづくり担当技監の小野寺から御挨拶を申し上げます。

○事務局 (まちづくり担当技監)

県土整備部まちづくり担当技監の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第 199 回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画を始め、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の審議会の内容についてであります、「宮古市都市計画道路の変更」、について、1 件となっております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### ○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

続きまして、前回審議会後に新たに就任された 6 名の委員を御紹介させていただきます。配付しております本審議会委員名簿を御覧ください。

岩手県市長会会長 内館茂委員でございます。本日は御都合により、代理として古館事務局長に出席して頂いております

岩手県町村議会議長会会長 武田茂委員でございます。本日は御都合により、御欠席です。

J A 岩手県女性組織協議会副会長 菊地明美委員でございます。

東北財務局盛岡財務事務所長 千田 魅樹委員でございます。本日は御都合により、代理として牧野管財課長に出席して頂いております

東北運輸局長 吉田 昭二委員でございます。本日は御都合により、代理として小野寺岩手運輸支局長に出席して頂いております。

岩手県公安委員会委員長 小野公代委員でございます。本日は御都合により、代理として中嶋交通規制課長に出席して頂いております。

以上で、新任の委員のみなさまの御紹介を終わります。

それでは、議事に移りますが、当審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会長が会議の議長となることとされております。したがって、以後の議事進行につきましては、南会長にお願いしたいと思います。南会長よろしく願いいたします。

#### ○会長

本日は、お暑い中、御参集賜りましてありがとうございます。本日は議題 1 件となっております。宮古市の道路に関わる案件で、復興道路、復興支援道路と、東日本大震災以降整えられてきた県内道路ネットワークの一部を構成するかと思います。道路全体で、岩手県土を支えているところがありまして、各地域を繋ぎながらも大事な役割を果たしているところ

かと思えます。本日、その一部についてのお話でございます。委員の皆様におかれましては慎重に忌憚のない御意見をそれぞれの立場から出していただけたらと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは議案の審議に入ります前に、本日の議案の中に非公開とすべき案件があるかどうか事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

それでは、事務局から説明いたします。

県では、「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めておりますが、本日、審議いただきます議案は、法令上、非公開とされておらず、いわゆる個人情報もなく、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想されないことから、同指針が定める原則のとおり、公開することが適当と考えます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただいま説明があつたように、全面公開といたしたいと存じますが、異議はございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

本日の議案案件に入ります。議案第1号「宮古都市計画道路の変更について」を審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、宮古都市計画道路の変更について、御説明いたします。

議案書は1ページ、計画書は3～4ページ、概要図は7ページとなります。

説明は、スクリーンのパワーポイントの資料で行います。お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照願ひします。

はじめに、都市計画道路について御説明いたします。道路法に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、生活や産業の基盤として都市の骨格を形成し、都市内での通勤通学や物資の輸送など安全で円滑な移動を確保するため、都市計画法に基づいて決定された道路を都市計画道路といたします。

次に、こちらのスライドは宮古都市計画道路の変更概要となります。都市計画道路の変更

手続きについては、都市計画法の規定に基づき、国道や県道は県が、市町村道は市町村がそれぞれ行うこととされております。

今回、変更する路線は、全部で4路線ありますが、このうち岩手県が3路線、宮古市が1路線の変更手続きを行うものとなります。

今回県が変更手続きを行う路線は左の表の上から1・3・1号三陸縦貫自動車道宮古線、1・3・2号宮古盛岡横断道路宮古線、3・4・3号本町高浜線の3路線で、変更内容は、復興道路・復興支援道路の整備状況に合わせて都市計画を変更するものであり、今回の手続きによって新たな整備を位置づけるものではございません。

次に今回の主な変更路線である、三陸縦貫自動車道宮古線と宮古盛岡横断道路宮古線のこれまでの経緯について説明します。三陸縦貫自動車道宮古線は、宮古南 IC から宮古中央 JCT までの約 4.8km を三陸縦貫自動車道の一部を構成する路線として平成 15 年 3 月に都市計画決定された路線となります。

その後、国により事業化され、平成 22 年 3 月に全線開通いたしました。

宮古盛岡横断道路宮古線は、宮古港 IC から宮古根市 IC までの約 7.3km を一般国道 106 号宮古盛岡横断道路の一部を構成する路線として平成 15 年 3 月に都市計画決定された路線となります。

その後、宮古中央 IC から宮古根市 IC の区間が県により事業化され、東日本大震災後には、宮古港 IC から宮古中央 IC の区間については国の直轄権限代行事業により整備され、令和 2 年 7 月に全線が開通いたしました。

それでは、変更内容の 1 点目の「1・3・1号 三陸縦貫自動車道宮古線」について御説明いたします。右の図は左の図の黒い点線で囲んである宮古南 IC 付近を拡大した図となります。変更前を黄色、変更後を赤色で表示しております。

変更内容については、右上の表のとおり延長が 4,820m から 4,840m に変更するもので、これは復興道路の整備状況に合わせて都市計画変更するものとなります。

具体的には、国道 45 号と接続する宮古南 IC 入口の交差点の位置について、既存構造物を可能な限り避ける形で整備されたことから、整備された形に合わせ変更するものとなります。

また、宮古南 IC のランプ形状の変更については、復興事業により、宮古南 IC 以南も整備されたことから、整備状況に合わせて変更するものとなります。先ほど説明した箇所を航空写真で見るとこのような形になります。

次に 1・3・2号宮古盛岡横断道路宮古線の変更内容について説明いたします。右の図は左の図の黒い点線で囲んだ箇所を拡大した図となります。変更前を黄色、変更後を赤色で表示しております。

変更内容については、右上の表のとおり延長が 7,320m から 7,310m に変更するもので、これは復興支援道路の整備状況に合わせて都市計画変更するものとなります。

具体的には、国道 45 号と接続する宮古港 IC 入口の交差点の位置と道路線形が既存構造

物を可能な限り避ける形で整備されたことから、整備された形に合わせ変更するものとなります。先ほど説明した箇所を航空写真で見るとこのような形になります。

最後に3・4・3号本町高浜線について説明いたします。3・4・3号本町高浜線は国道45号を形成する路線として延長約3.8kmが昭和49年1月に都市計画決定され、平成15年3月に宮古盛岡横断道路宮古線の追加に伴い、黄色で塗りつぶされた箇所のとおり都市計画決定されました。本路線は、先ほど説明いたしました宮古盛岡横断道路宮古線の変更に伴い、右の図のとおり交差点隅切りの区域を変更するもので、延長等の変更はございません。航空写真で見るとこのようになります。

最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について、御説明いたします。令和6年12月20日に宮古市から都市計画変更の申出を受けて、手続きを開始しております。その後、令和7年2月4日から3月4日まで都市計画変更素案の公表を行い、2月12日には宮古市内で変更素案に関する説明会を開催しました。説明会への参加者はおりませんでした。

また、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者への協議及び宮古市への意見聴取を行い、いずれも「異存なし」との回答を得ております。その後、令和7年6月3日から6月17日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者はおらず、意見書の提出もございませんでした。今後は、本日の当審議会の議を経た後、都市計画を決定する予定であります。

以上で議案第1号宮古都市計画道路の変更に関する説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

教えていただきたいのですが、既存構造物があるために、それを避ける形で整備をしたために今回計画を変更するということだと思いますが、このような事は普段よくある事なのかということが一つと、令和2年度に完成していて、全線開通から、今回、宮古市から出ている申出が令和6年ということですのでけれども、全線開通から申出まで期間の幅が空くことがよくある事なのでしょうか。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

このような都市計画決定した後に事業計画が行われて、このような形で都市計画変更が

なされることがあるのかという質問と、実際に施行終わったあとにこのくらい時間がかかるのかという2点の質問でよろしいでしょうか。

今回の宮古都市計画道路におきましては、復興事業のリーディング事業ということで、早期の事業管理を目指すために、土地の取得、設計変更を平行して実施しながら事業を進める必要があったということで、今回、事業を進める中で路線線形の変更がございました。一方で整備にあたっては、国において整備事業の広報活動や、地元向けの説明会を行って、自治体や関係機関とも連携し、地域の合意を図りながら整備してきたものでございます。都市計画変更につきましては完成時に行うことで、県と国とで調整していたという経緯がございまして、今、このような形で取り組んでいるというところですが、都市計画の図面を作るのに時間がかかることと、実際にどのようなところをどう変更していくかというところを詰めていくところで、関係機関の調整に時間を要したということです。正直に申しますと、復興道路、復興支援道路で事業を実施したところで、都市計画変更の手続がこのような形で不整合というところというのがまだございますので、今後の調整が整い次第、手続きに入らせていただきたいと思いますと考えております。不要な制限がかかったままですと、その市街地の土地利用に影響がございましたので、随時対応していくこととしております。今後またこのような機会があると思っておりますが、その際はよろしく申し上げます。

#### ○委員

ありがとうございます。私も確かに復興の時は急がなくてはいけない事業だったのはその通りだなと思いました。ありがとうございます。それから、聞いてよいものか、聞かなくても良いのかわかりませんが、既存構造物というのはお墓だったのでしょうか。結局3箇所既存構造物があるということで、それはどういったものだったのか改めて教えていただきたいと思っております。

それと最後に参考までに、変更については直接的に関わりがないのかもしれませんが、事前にいただいておりました資料の5ページに宮古都市計画マスタープランについて記載がありまして、宮古市は車優先から、道路空間を歩行者、自転車、公共交通を優先した賑わいのあるまちづくりの道路にしていくということで記載されておりますが、参考までにそちらを教えていただきたいと思っております。

#### ○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

まずは図面6ページの1・3・1号の三陸縦貫自動車道宮古線、国道45号と接続する宮古南IC入口の交差点付近にある既存構造物は事業所です。次に、こちらの既造構造物がお墓でございます。平成15年の都市計画決定の際には、ここに臨港道路がございまして、ここに直結する計画で計画したという経緯がございまして、プロジェクトの中で、早期に効果を発現するために、このような変更がありました。もうひとつは、黄色から赤の線に

変わっているこちらには工場がございます。この計画をする際には宮古市の大煙突、ラサの煙突への影響も検討していただいて、事業としてはこのような形で実施したというところでございます。

次に宮古市のまちづくり道路づくりについてですが、委員が御指摘していただいているのは宮古市の末広通りのことを指していると思います。歩行者と自動車が共存するような道路整備を先日終えたということで、完工式をしております。宮古市の都市計画道路でございますが、平成 24 年から長期未着手の都市計画道路の見直しという形で取り組んでいただいております。令和元年の 8 月まで都市計画道路の見直しを行っていただいております。そのような取組の中で長期未着手の道路は見直しを実施して、復興事業、復興道路、復興関連道路として、今回整備が終わった都市計画道路の変更を合わせて行う形で、まちづくりを進めていただいているという状況でございます。

#### ○委員

ありがとうございます。今回宮古盛岡横断道路で宮古市のまちづくりを参考に聞いたのですが、中心市街地ということで、盛岡市も（仮称）内丸プラン、中心市街地整備化を検討されていると思いますが、そういった車優先から方向転換することが参考になりましたので聞いてみました。ありがとうございます

#### ○南委員長

そのほか、ありますでしょうか。

#### ○委員

最後に御説明いただいた都市計画変更に関する手続きの状況の説明の中で、令和 7 年 2 月 12 日の説明会参加者ゼロ、その下の令和 7 年 6 月 3 日から 17 日まで縦覧者ゼロで意見書なしとありますが、これは出来上がってしまったからの説明会で、変更前に住民の方々へ変更しますと説明があったからこそそのゼロかなと思います。その辺のところ、ただただゼロとか、意見無しとかといった言葉でおさめられてしまうのはどうなのかなと思います。やはり路線を変更するにあたりまして、事前の説明会などをきちんとしていただいていると思いますので、その状況も説明していただいた方が住民の方々とのコミュニケーションが図られていると受け取ることができますので、説明としてこのような書き方をしてしまいますと、住民の方々には興味がないのかなとか、もう終わってしまったことだしというような受け取り方もしてしまうと思いますので、そのあたりをもう少し詳しく説明いただければ良かったかなと思います。

#### ○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

御指摘ありがとうございます。今回の都市計画変更に係る説明会については、県および

宮古市のホームページと宮古市の広報誌に掲載し周知しております。またホームページ掲載する情報としましては、実際の都市計画変更の概要図を併せて公表しております。県が都市計画変更する手続きでは、平成4年から事務処理要領というものを掲げておりまして、随時、時代の変化に合わせて要領は変えておりますが、今回の事務手続きにつきましては素案の公表の時点において1か月間の縦覧する時間を設けております。またその期間には説明会という機会を設けておりまして、都市計画の変更案として発表した時点で、法律で決まっておりますが、2週間の縦覧をかけております。このやり方については、新規の都市計画決定を行う場合と同じ段取りを組んでいます。時間のかけ方としては十分だと思っております。また、実際の出来上がった道路ということで、整備にあたっては、国において、整備事業の広報活動や地元向けの説明会を実際に行って、自治体関係機関と連携して、地域との合意形成を図って事業を進めてきたものという経緯のもとから、今回、参加者ゼロとなりましたが、十分に合意形成が図られていると理解しております。

○会長

そういったことがわかるように、伝わりが良いということですね。よろしいでしょうか。

丁寧に進めないと進まない時代ですし、ひとつひとつ踏んでいたと思います。委員の御指摘のとおり、無し、無しだけ、そこに並べてしまっただけはそのプロセスがよく見えないということはあるかも知れません。少し工夫できないか、御検討いただけたらと思います。

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

本件につきましては採決を求められております。採決に移ってもよろしいでしょうか。それでは、採決に移りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○会長

はい。それでは、原案について、原案のとおり可決いたします。

以上で予定された議事を終了しました。事務局へ進行をお返しします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

南会長、議事進行大変ありがとうございました。

次第にはございませんが、事務局から1つ事務連絡がございます。次回の審議会につきましては、今年の11月頃の開催を予定しております。日程等の調整は、後日、担当から御連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第199回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

委員のみなさま、大変おつかれさまでございました。ありがとうございました。